部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）												以外のものに係るエクスポージャー）											
（略）												（略）											
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250											（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250										
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	250											（新設）											
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150											（新設）											
（略）												（略）											
23　証券化	一											23　証券化（オリジネーターの場合）	20～1250										
（うちＳＴＣ要件適用分）	一											（うち再証券化）	40～1250										
（うち非ＳＴＣ要件適用分）	一																						
24　再証券化	一											24　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～1250										
												（うち再証券化）	40～1250										